

## 総社市国民保護計画素案に関する意見公募の

### 結果について

「総社市国民保護計画素案」について，市民の皆様にご意見を募集いたしましたところ，貴重なご意見をいただき，ありがとうございました。お寄せいただいたご意見の概要及びこれに対する市の考え方は，次のとおりです。

なお，ご意見の要旨につきましては，関連項目ごとに整理し，それに対する市の考え方をまとめました。ご意見は趣旨を踏まえ，要約・集約した部分もあります。

1 意見募集期間 平成18年12月1日(金)～12月25日(月)

2 提出意見 提出意見数：37件(提出者：3名)

#### 3 意見の分類

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 計画の策定に関すること | 23件 |
| (2) 計画の内容に関すること | 6件  |
| (3) 平和・外交に関すること | 5件  |
| (4) 自衛隊に関すること   | 2件  |
| (5) その他         | 1件  |

#### 4 意見の概要とこれに対する市の考え方

##### 計画の策定に関すること

意見の概要	市の考え方
計画の見直し，変更手続きをきちんと定めてほしい。	計画の作成，変更については，国民保護法第39条に基づき，国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置された市国民保護協議会に諮問して意見をいただき，その後知事との協議を経て，市議会に報告する仕組みになっています。
そもそも「有事」を迎えない努力をしてほしい。有事を引き起こさないことこそが「国民保護」ではないか。しかし計画案ではこのことに対する認識が不十分であり，平和をつくりだすことに全力を尽くす旨計画冒頭で宣言してもよい	我が国の平和を維持し，武力攻撃の発生を未然に防ぎ，国民の安全を確保するためには，国の外交努力による国際問題の解決が，何よりも重要であると考えています。 しかし，このような外交努力にもかかわらず

のではないか。

武力攻撃事態等において、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を提供することは不要である。

県国民保護計画で想定されている武力攻撃事態の4類型は、県の想定に誤りがある。

緊急処理事態の事態例は、このような想定が仮にできるとすれば、未然に防ぐ努力こそ必要であって、そのための具体的な計画が必要となる。いたずらに危機感をあおるだけだ。

消防団の充実・活性化の推進を図ることによって、軍事訓練係にはならない。

国民保護措置の実施は、国民の権利の抑圧侵害となり、憲法の認めるところではない。

ボランティア団体等に対する支援は、軍事訓練への市民総動員体制となるおそれがある。

サイレンの周知は、訓練等を利用して住民に図るとあるが、実際にやれば市民の中に現実にはありもしない(しかもあってはならない)戦争への恐怖感が作り出され憲法を変える意識をもたせることになる。

避難誘導等に民間業者の協力を得ることは、想定項目に照らせば全く無意味な行為である。

安否情報の責任者や情報収集の担当者を決めることは、かつてのとなり組制度に発展する危険性を感じる。

市職員は、日常的に必要な資質の向上を図るべきであり、「武力攻撃事態」を想定した研修・訓練は必要ない。

訓練をすることは、戦争への準備を着々と進めることになっている。地方行政の努力の方向が逆である。住民自治と福祉の向上のための努力を憲法は求め

わらず、万が一にもそのような事態が発生した場合、国民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にする必要があります。

そのために、平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が施行されました。

国民保護法で、政府の定める基本指針に基づき、国の機関や県は、国民の保護に関する計画を定め、市については県の計画に基づいて計画を定めなければならないとされています。

本市としては、この計画の中で、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の必要な事項について定め、国民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすため、「総社市国民保護計画」を策定するものです。

ている。

住民に対し訓練への参加を呼びかけることは、結果的に強制動員となってしまうので、最初から考えない方がよい。

救援に関する市と県の役割分担は、全くナンセンスである。

公共施設おける警戒は、情勢の緊迫度を勝手に決めて警戒度を高め、そのつど住民を巻き込む事態が考えられる。(例テロの警戒で証明済み)茶番劇はほどほどにして欲しい。

物資及び資材の備蓄や整備は、新たな軍事産業の育成にはなるが、全くの税の浪費である。平和のためにお金を使うべきである。

市庁舎内での「戦争ごっこ」はやめて、本来の業務に力を入れるべきである。

市対策本部が行う広報は、かつての「大本営発表」と同じ性格を持つことになる。

自衛隊の派遣要請は、軍事優先しか想定できない。「派遣要請」をすること自体が国(軍)にとっては検討対象にもならないのが武力攻撃事態である。

弾道ミサイル攻撃の場合は、各人に地下壕でもつくれというのか。それとも国の対空迎撃ミサイル網を充実させてもらうのか。全くナンセンス。戦争にならないための努力が肝要である。

ゲリラや特殊部隊はどこからやってくると想定しているのか。そうだとすれば、敵国と想定された相手国も日本に対する構えをつくるだろう。悪魔のサイクルにならざるを得ない。

着上陸侵攻の場合だけでなく、全ての場合に具体的な対応への定めを持つ必要がない。

## 計画の内容に関すること

意見の概要	市の考え方
<p>基本的人権についてもっと詳細に述べてほしい。</p>	<p>武力攻撃事態においても、憲法の保障する基本的人権については、国民保護法第5条及び第174条に具体的例示とともに尊重すべきことが明記されており、法に基づいて策定される市国民保護計画においても「国民保護措置に関する基本方針」の中で法の精神は生かされています。</p>
<p>権利利益の救済を迅速に進めるためにも、基本的人権の詳細な記述が必要である。</p>	<p>国民の権利利益の救済については、市国民保護計画第4編復旧等の中で損失・損害補償に関し記載しており、国民保護法第6条、第159条及び第160条には国民の保護のための措置の実施に伴い発生した損失等に対し、迅速に対応するように明記されています。</p>
<p>訓練は強制ではないことを明記してほしい。</p>	<p>訓練への参加のみならず、国民保護計画全体について国民の協力を必要としています。この協力については国民の自発的な意思にゆだねられており、要請に当たって強制されることはありません。</p>
<p>文中の「国民」と表現されているものを「住民」とすべき箇所が多くあるのではないか。</p>	<p>一般に国民とは、国籍法でいう日本国民であり、市国民保護計画では市内住民及び市内に滞在している他の市町村民のことを示しています。計画の対象には市内に住居を有する人、勤務している人のほか、市外、県外からの旅行者や避難住民も含まれることから、「国民」という表現を用いています。</p>
<p>武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の中で、傷病者の応急手当について普及に努めるとあるが、意味が分からない。(どの様に手当をするのか。応急手当は行動であり処置である。)</p>	<p>応急手当とは、心肺蘇生法や止血法等を総称してそう呼んでいます。つまりこの処置の方法の普及に努めるということです。</p> <p>なお、消防本部ではいざという時に備えて、応急手当の講習を行っています。</p>

<p>国民はその自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとするという表現は適切でなく、市長は住民に強制している。</p>	<p>国民の協力については、国民保護法第4条に記載されているとおり、強制されるものではありません。</p>
---	---

## 平和・外交に関すること

意見の概要	市の考え方
<p>どこの国が攻撃を仕掛けてくるのか。憲法は外交努力を求めており、備えは不必要である。</p> <p>想定されているような武力攻撃事態となれば、平素からの備えなど全く効力を持たない事態と考えられる。だからこそ、外交努力が重要である。</p> <p>NBC兵器の生産使用を禁じた国際的な取り決め策定に努力すべきである。世界にはこうした平和の流れは大きく広がっている。</p> <p>総社市の外交努力についても記載してはどうか。</p> <p>「新憲法」制定への思想動員となることは明白である。憲法を守った内政・外交こそが世界平和につながるという立場に行政は立つべきである。</p>	<p>我が国の平和と国民の安全を確保するためには、政府による平常時からの外交努力により諸問題を解決することが何よりも重要であると考えます。市としても平和のために努めることは必要であると考えており、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和外交の継続を強く国に求めているところであります。</p> <p>国民保護法は、これらを前提として成立しており、法に定める国民保護計画はそれでもなお武力攻撃事態等が発生した場合において、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。</p> <p>また、NBC兵器に対しては、核拡散防止条約、化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約についてそれぞれ批准しており、核査察等において国際的に協力をしています。</p>

## 自衛隊に関すること

意見の概要	市の考え方
<p>自衛隊の部隊の派遣要請については、一般的な災害ならいざ知らず、戦争状態では、自衛隊が勝手に出動すべきところへ行くのであってこんなことを考える</p>	<p>自衛隊の出動については、国民保護法第15条及び自衛隊法第77条の4の規定により、知事又は国の対策本部長からの要請によると定められています。</p>

<p>だけ無駄なことである。</p> <p>自衛隊に避難住民の誘導などを行うことが期待されているようだが、これが本当に市民のためになるのか再検討してほしい。</p> <p>ジュネーヴ諸条約にも明記されているように、戦時には軍と民とを区別することが大原則であり、軍に文民の保護を求めることは戦時国際法の原則に反している。</p>	<p>自衛隊は、武力攻撃事態等において、速やかに武力攻撃を排除し、国民への被害を最小化するという、自衛隊にしか実施できない任務の遂行に万全を期することを目的としています。このため、自衛隊はこの任務との両立を図りうる範囲で、可能な限り国民保護措置を行うこととされています。</p> <p>また、避難住民の誘導の要請は、国会における審議を経て成立した国民保護法の規定に基づいており、国の見解ではジュネーヴ諸条約に抵触する規定はないとされています。</p>
---	---

## その他

意見の概要	市の考え方
<p>避難予定地一覧表では、清音、山手地区では大字単位で地元のお寺、公会堂も入れて定めてあるが、昭和地区では学校とか公共施設のみとなっている。</p> <p>日羽地区としては昭和小学校まで2 kmから4 kmあり、避難出来ないので高梁川沿いに点在する集落毎に定めてほしい。</p>	<p>避難施設は、周囲の環境(安全な場所、車両の進入)、建物の構造(比較的強固なもの及び多くの住民が避難可能な面積)、電話等の通信施設及び炊事の設備等の有無などの条件を考慮した結果、幼稚園、小・中学校、公民館等の公共施設を指定しています。</p> <p>山手、清音地区については、今年度に作成を予定しているハザードマップを参考に再検討する予定としています。</p> <p>なお、一時的な自主避難については、地区公会堂等の地元施設が安全であるならば避難を妨げるものではありません。</p>